

Ⅲ. 展示装飾

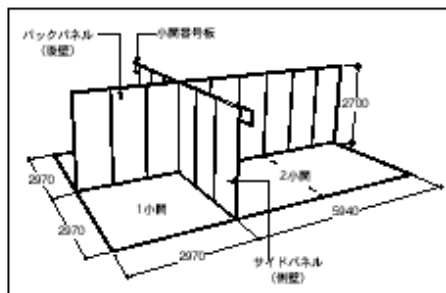
小間の装飾はホール内の見通しを良くし、来場者の利便と安全の確保を考慮し、隣接する出展者の障害にならないようにしてください。なお、出展物および装飾等は全て小間内に納め、通路等にはみ出さないようにしてください。万一この趣旨を損なうと事務局が認められた場合は、工事の変更・中止等を求めることがあります。

1. 小間の間仕切り

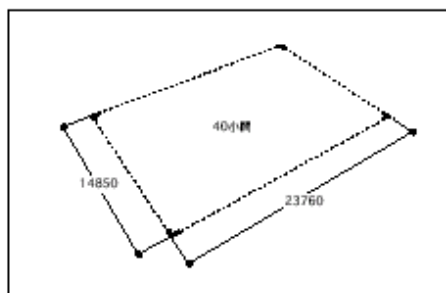
小間の間仕切りパネルは、システムパネルを使用します。

(厚さ4mmの白色塩ビシートパネルとアルミ支柱により構成されています。)

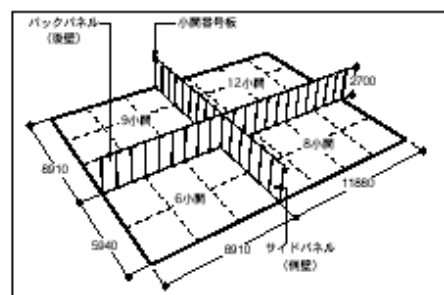
- 1) 1小間の面積は8.82㎡(間口2.97m×奥行2.97m)です。
- 2) シングル小間の間仕切りパネルは、バックパネル(後壁)2.97mとサイドパネル(側壁)2.97mを芯々に設置します。(図A)
- 3) ダブル以上の小間で隣接する小間の境界には間仕切りパネルを設置します。(図B)
- 4) スペース小間の場合は、境界の目印のみです。(図C)
* 島小間とは、スペース小間は仕切りによる隣接の出展者がなく、四方が通路に面した単独の小間のことです。
- 5) 上記の間仕切りパネルは主催者側で設置しますが、角小間には、間仕切りパネルを設置しません。
- 6) 小間番号板(サイズ:高さ300mm×幅450mm)を統一書体で製作し、各小間に取付けます。



図A シングル小間



図C スペース小間

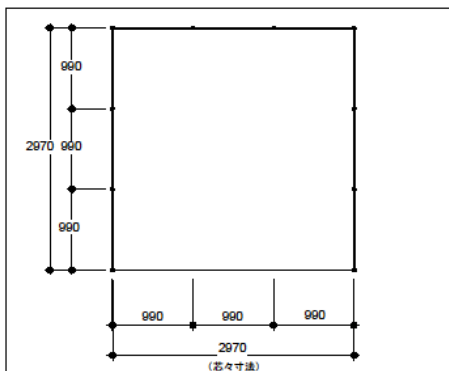


図B ダブル小間以上

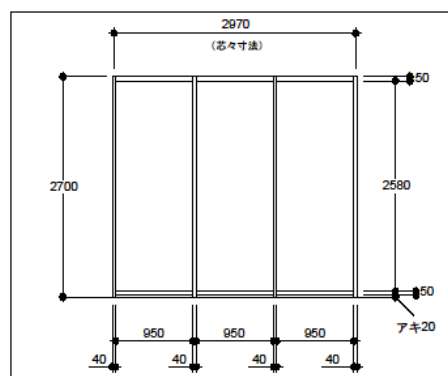
2. 間仕切りパネルの設営上の注意点

小間の間仕切りパネルは、厚さ4mmの白色塩ビシートパネルとアルミ支柱により構成されています。（図D.E.F）

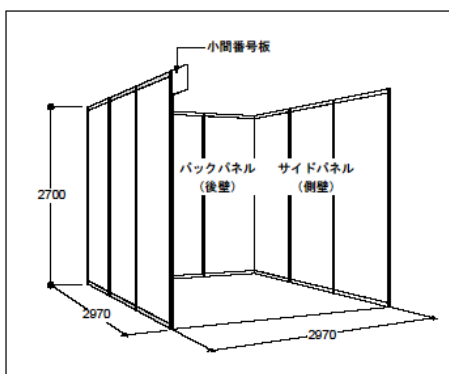
システムパネルおよびアルミ支柱はリース品です。取扱いには充分注意してください。



図D 平面



図E 立面（パネル部分）



図F 立面

- 1) システムパネルには下記のような装飾や加工を施すことができません。違反してシステムパネルを損傷した場合は、補修費用を請求させていただきます。
 - ① パネル部分およびアルミ支柱部分に釘・鋸等を打つこと
 - ② パネル部分に接着剤を使用して製品説明パネルや切抜き文字を取付けること
 - ③ パネル部分に粘着性の強い両面テープ等を使用すること
 - ④ パネル部分やアルミ支柱を取り外したり、切断・加工したりすること
 - ⑤ パネル部分やアルミ支柱に出展物や装飾物を直接もたせかけること
- 2) システムパネルに照明器具を取付ける場合は、クリップ式またはフック式のものを使用してください。

問合わせ先

株式会社ムラヤマ 〒112-0004 東京都文京区後楽2-13-10

TEL : 03-3813-1202 FAX : 03-3813-1724

担当 : 佐久間

IGAS 専用 Mail : igas2011@murayama.co.jp

3. 装飾施工上の注意事項

1) 小間装飾施工会社が決まりましたら7月29日（金）までに「装飾施工届・高さ申請（様式6）」を株式会社ムラヤマ（事務局代行）に提出してください。

小間装飾工事で以下の工事を行う場合は、施工図面（平面図・立面図・側面図）を必ず提出してください。

- ・高さが2.7mを超える装飾（「4. 小間装飾の高さ制限 2」の項参照）
- ・天井工事（「5. 天井工事」の項参照）
- ・2階建て構造物（「6. 2階建て構造物」の項参照）

2) 出展物説明等の表記は、当展示会の品位を損なわないような表現としてください。

3) 防災上、以下の点に注意してください。

- ① パネルや展示物などで囲まれた自社小間内に来場者を誘導し、実演展示説明をする場合は、異なる2方向以上へ避難できるよう出入口を設けてください。
- ② 来場者を収容するための展示用施設または工作物については、強度・出入口などを充分考慮し、転倒や転落の恐れがなく、緊急時に避難しやすいような構造にしてください。
- ③ 実演や映像の展示で劇場スタイルの構造とする時は、防災上、劇場の制約が適用されることがありますので、事前に東京ビッグサイトの承認を得る必要があります。
- ④ 消防施設の付近に障害となる工作物その他の物品を置かないでください。
とくに、消火器や消火栓および火災報知器の押しボタン・非常口誘導灯などを装飾物などで隠蔽しないよう注意してください。
- ⑤ 作業中に電気溶接などの火気を使用する際は、必ず消火器を用意し、周囲の可燃物を取り除いてから作業してください。
- ⑥ 館内は全面禁煙です。喫煙は所定の喫煙所にてお願いします。

4) 防災上、装飾資材の材質は以下の点に注意してください。

- ① 装飾資材を使用する時は、不燃性・準不燃性・難燃性の材料を使用しなければなりません。合板・しなベニヤ・プリントベニヤを使用する場合は、厚さに関係なく、すべて浸漬加工による防災処理済のもの（「防災」ラベル貼付、裏面に5本の赤線入り）を使用してください。

防災カーペット

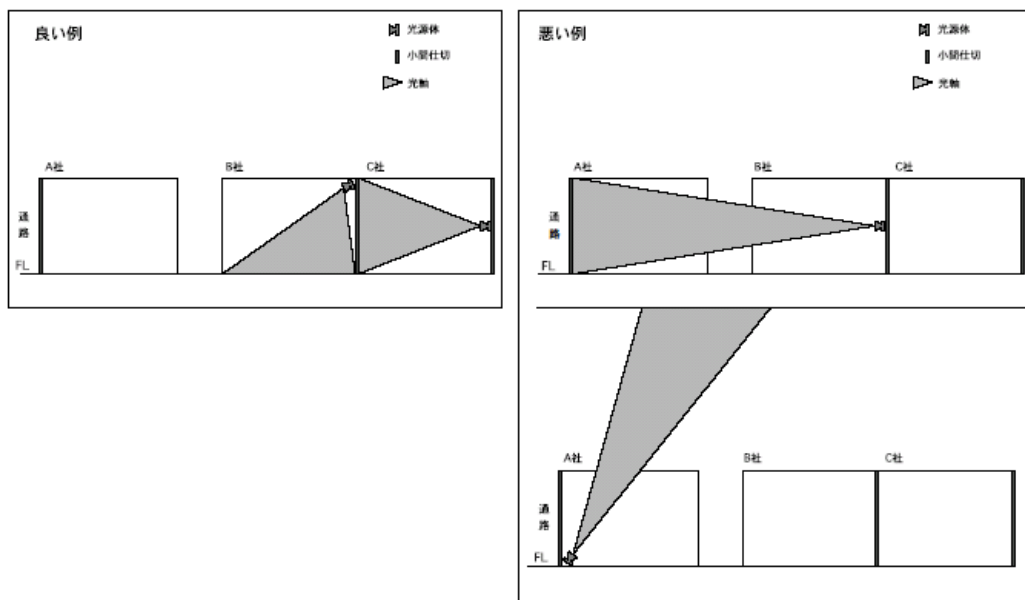


防災合板及びカーテン・布類



「防災」の文字は赤色です

- ② 布製ののれん・装飾のために壁に沿って吊下げられている布製のもの（下げ丈が1m.以上のもの）・のぼり・暗幕・カーテン・テーブルクロス・カーペット・どん帳などの可燃性物品を使用する場合は、防災性能を有し、かつ防災表示ラベルの貼ってあるものを使用してください。現場吹き付けによる防災加工は一切認められません。また、薄い布・紙などを防災合板に前面密着して貼り付けたものは防災合板と一体のものともみなしますが、厚い布・ひだのある紙類の貼付・鋏・釘止めなどは、防災合板と一体とはみなされず、防災処理（工場加工）を必要とします。
 - ③ 発泡スチロールなどの石油製品・ホンコンフラワー・ウレタンまたは燃えやすい化学繊維（ポリエステル・アクリル・ナイロンなど）で、防災液が浸透しないものは、使用を最小限としてください。
 - ④ 油性塗料などの危険物の持込みは、必要最小限としてください。
 - ⑤ すべての防災対象物品には、各個別に消防法施行規則に定める防災表示ラベルを見やすい位置に必ず貼付してください。
 - ⑥ 上記の防災性能を必要とする防災対象物品に防災性能がない場合は主催者として、即、撤去していただきますのでご承知ください。
- 5) 装飾施工および撤去作業の際は、発生した廃材・屑等は施工者が必ず持ち帰ってください。
- 6) 小間内の照明は、自社小間内に向けて設置してください。（下記図参照）なお、小間内照明（照明器具本体）の高さについては、「装飾物等の高さ制限」を参照ください。



- 7) 消防署の指導および会場内の見通しを確保するため、通路面に高さ1.5m以上の壁面等の装飾物を設置する場合は、小間一辺の長さの2分の1までを限度とします。但し、通路の向い側が会場建物の壁面等で、他の出展社が無い場合は除きます。また、緊急時の避難のために十分な小間内通路、出入口を設けてください。

4. 小間装飾の高さ制限

1) 小間装飾の高さ制限は原則として2.7mとします。

- ① シングル小間（一列小間）は、小間の境界線より 1m セットバックを行って 3.6m まで可能です。
- ② ダブル以上の小間（40 小間未満）は小間の境界線より 1 m セットバックを行って 3.6mまで、2m セットバックを行って 4.5m まで可能です。
- ③ 40 小間以上のスペース小間（仕切りによる隣接の出展者がいない単独の小間）は、小間の境界線より 1 m セットバックを行って 3.6m まで、または 2m セットバックして 6m まで可能です。

但し、スペース小間で会場の最後方、または最側面に位置する場合に限り、建物の壁側の面はセットバックをする必要はありません（33 ページの図参照）。

- ④ いずれの場合も 2.7m を超える場合、背側（裏側）は表装材等で仕上げをしなければなりません。

2) 上記の制限内であっても2.7mを超える高さの装飾を作る場合は、図面（平面図・立面図・側面図等）を含めた計画を7月29日（金）までに株式会社ムラヤマへご提出ください。

事務局では一括して株式会社東京ビッグサイト防災担当者の承認を得ますが、防災上、計画の変更や煙感知器、補助散水栓の設置（有償）、誘導灯・誘導標識が必要となる場合があります。

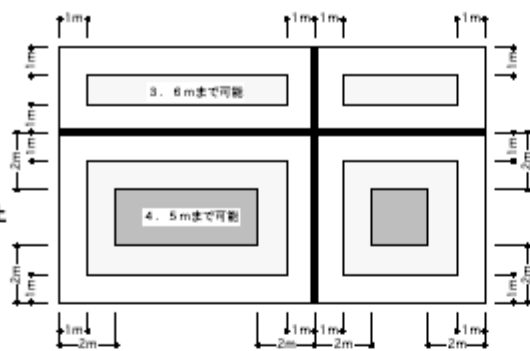
事前の届けの無い場合は、会場で改修・変更・撤去をしていただく場合がありますので、ご注意ください。

小間装飾の高さ制限

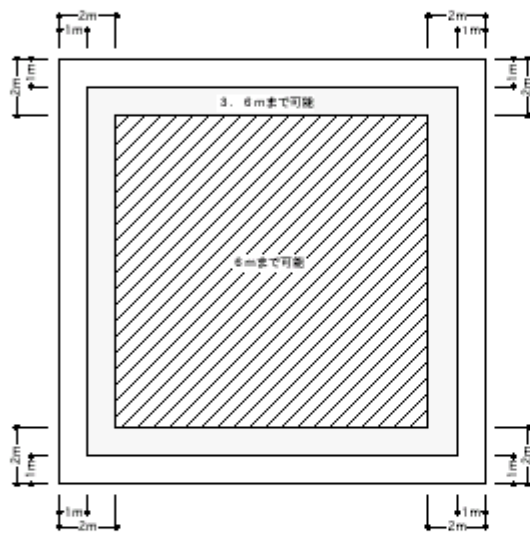
2. 7m以下 3. 6mまで可能

4. 5mまで可能 6mまで可能

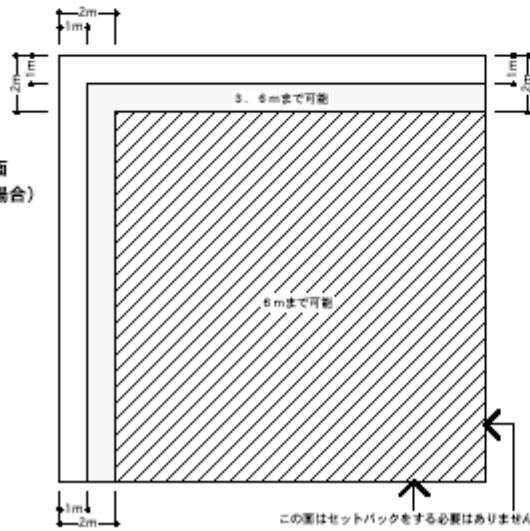
シングル小間



ダブル小間以上
(40小間未満)



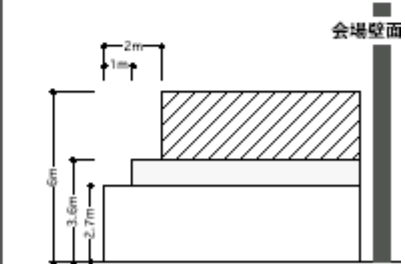
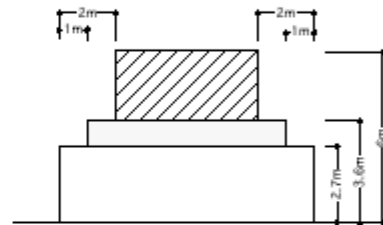
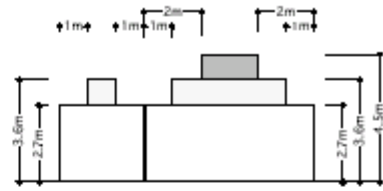
スペース小間
(40小間以上)



スペース小間
(最後方・最側面
の場合)

この面はセットバックする必要はありません

会場壁面



会場壁面

会場壁面

5. 天井工事

小間内装飾で遮光・遮音・防塵等のために、やむを得ず天井の一部または全部をふさぐ場合は、図面（平面図・立面図・側面図等）を含めた計画を7月29日（金）までに株式会社ムラヤマへご提出ください。天井の上に天井を設けること（二重天井）はできません。事務局では一括して、株式会社東京ビッグサイト防災担当者の承認を得ますが、防災上、計画の変更や煙感知器、補助散水栓の設置（有償）が必要となる場合があります。

6. 2階建て構造物

会場での2階建て構造物には上記の天井工事に加え、さらに下記の1)～8)の規制があります。

やむを得ず2階建て構造物を構築する場合、図面（平面図・立面図・側面図等）を含めた計画を7月29日（金）までに株式会社ムラヤマへご提出ください。事務局では一括して、株式会社東京ビッグサイト防災担当者の承認を得ますが、防災上、計画の変更、煙感知器・補助散水栓（有償）などの設置指導が出される場合がありますので、予めご了承ください。2階建て構造物の計画がある場合は、早めにご相談ください。

- 1) 柱および梁は、鉄骨構造の不燃材とし、十分な強度を有するものとする。
- 2) 自動火災報知設備の感知器および走査型火災検出器の感知障害となる場合は、感知器を設置する。
- 3) スプリンクラー設備および放水銃の散水障害となる場合は、補助散水栓または簡易消火設備を設置する。
- 4) 小間の周囲を囲むときは、避難障害とならないように、出入口を2ヶ所以上設け、避難口誘導灯または誘導標識を設ける。
- 5) 2階部分には、階段（幅員90cm以上）を2ヶ所以上設ける。
- 6) 2階および階段には、転落防止のため、高さ1.2m以上の手すり等の防護柵を設ける。
- 7) 階段付近に避難用誘導灯または誘導標識を設置する。
- 8) 2階部分に天井を設けること（二重天井）はできません。

7. 重量物等の展示

1) 重量制限

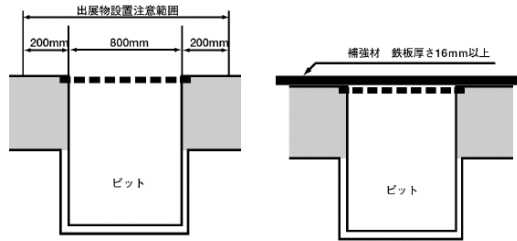
展示ホールでは施設構造上、重量展示物に際して、一部制限があります。

東展示ホール 床耐荷重 5t/m²

出展物の単位重量が 50 t 以上の場合は、株式会社ビッグサイトサービス物流デスク（事務局代行）までご連絡ください。

2) ピットおよびその周辺部

東展示ホールは単体の総重量が 3t 以上の出展物がピットおよびその周辺部の上部に載る場合は次図に示す要領で補強をしてください。



※出展物設置注意範囲をカバーするように補強材の鉄板を設置してください。

8. 床面工事等

床工事を行う場合は、作業する責任者が「床工事施工届（様式7）」を7月29日（金）までに株式会社ムラヤマに提出してください。

無届施工または禁止事項に係る施工を行った場合は、その場で工事を中止していただきます。また、原状回復を命じることがあります。

1) 全面的に禁止している事項

- ① 建物の壁面、床面および柱面にコンクリート釘またはドライピット鉤を打つこと
- ② 建物の壁面、床面および柱面に直接塗料を塗ること
- ③ カーペット等の裏面に接着剤を塗布して貼り付けること
- ④ 床面に直接カッターナイフ等を当てて作業すること
- ⑤ 床面を掘削、はつりをする事
- ⑥ その他下記の「届出により承認している事項」以外の一切の工作

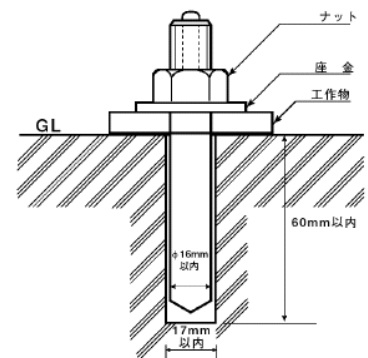
2) 届出により承認している事項

床面にアンカーボルト（φ16mm以下、深さ60mm以下、ホールインアンカーのみ）を打つこと。アンカーボルト打設希望する出展者は「床工事施工届（様式7）」に記入の上、株式会社ムラヤマまでご提出ください。

なお、届出を行っても建物の構造上、あるいは管理・運営上、作業内容によっては承認できない場合があります。

また会期終了後、アンカーボルト1本につき1,260円

（消費税込）を打設本数に応じた床補修費負担金を事務局がご請求いたします。



3) 原状回復

床面工事等の原状回復は、出展者が行ってください。

但し、アンカーボルトを打ち込んだ場合の修復は、床面から出ているアンカーボルトの頭部をサンダーで切断してください。アンカーボルトの引抜き、ハンマーでの打込み、ガス溶接の使用など床面を痛める行為は禁止します。

出展者が原状回復を行わなかった場合、事務局が任意で処理しますが、その費用は後日出展者にご請求します。